

## 第四章 ネットワークと端末設備の技術基準

### 第一節 ネットワークの適正品質の維持

#### 1. 事業用電気通信設備の種類

電気通信設備のうちネットワークを構成する重要なものについては、技術基準が設けられたり、有資格者や特別の責任者の関与を含む管理が義務付けられたりして、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保することとされている。その対象となる設備は「事業用電気通信設備」と呼ばれるので、ここでその定義を確認しておく。

事業用電気通信設備とは次の五種類の設備である[法 44①]。

- (イ) 回線設置事業者の電気通信設備[法 41①]
- (ロ) 回線非設置事業者の基礎的電気通信役務提供用の電気通信設備[法 41②]
- (ハ) NTT 東西の基礎的電気通信役務提供用の電気通信設備[法 41③]
- (ニ) 大規模回線非設置事業者の電気通信設備[法 41⑤]
- (ホ) ドメイン名電気通信役務提供事業用の電気通信設備[法 41 の 2]

これらの設備に対する技術基準が定められるようになったのには、以下のような経緯がある。

1985 年に電気通信事業法が施行される前の技術基準は、電電公社が国際標準に従いながら社内的に定めていたものを自ら守っていた。これによって、故障の少ない明瞭な音声の通話が円滑につながるといった品質の良さが保たれ、併せて国際機関によって定められた各種ネットワーク機器、装置相互間の信号授受のルールが守られて KDD 経由で発着する国際通話も円滑に接続されたし、端末機器メーカーが電電公社の基準通りに電話機を製造することによりダイヤル信号が正しく送受され、通話信号も音声として正しく再現された。電気通信事業法施行後の技術基準は、電電公社の社内基準ではなく省令に定められ、これを新規参入事業者各社にも守らせることによって、それまでの高い品質を競争市場においても低下させることなく維持するものであり、1985 年当時の主力サービスだった電話サービスの主要提供事業者たる回線設置事業者<sup>205</sup>の技術基準が細かく定められた。その品質水準は従来より若干緩和<sup>206</sup>しつつも基本的構造は現在に至るまで公社時代と同様に定めら

---

<sup>205</sup> 当時は「第一種電気通信事業者」と呼ばれた。

<sup>206</sup> 一例を挙げれば、発信者がダイヤルし終ってから呼出信号又は話中音が聞こえるまでの時間は 30 秒とされているが[事業設備規則 35⑤]、公社時代は 15 秒だった。